

大阪市告示第971号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月11日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南海岸里店

大阪市西成区玉出東一丁目1番3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社光洋 代表取締役 西峠 泰男

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社光洋 代表取締役 平田 炎

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

（変更後）

株式会社光洋 代表取締役 西峠 泰男

大阪市北区天神橋二丁目3番16号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社光洋 代表取締役 平田 炎

大阪市北区天神橋二丁目 3 番16号

(変更後)

株式会社光洋 代表取締役 西峠 泰男

大阪市北区天神橋二丁目 3 番16号

(4) 変更年月日

令和 7 年 4 月18日

2 届出年月日

令和 7 年 6 月18日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年 7 月11日(金)から令和 7 年11月11日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年11月11日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)